

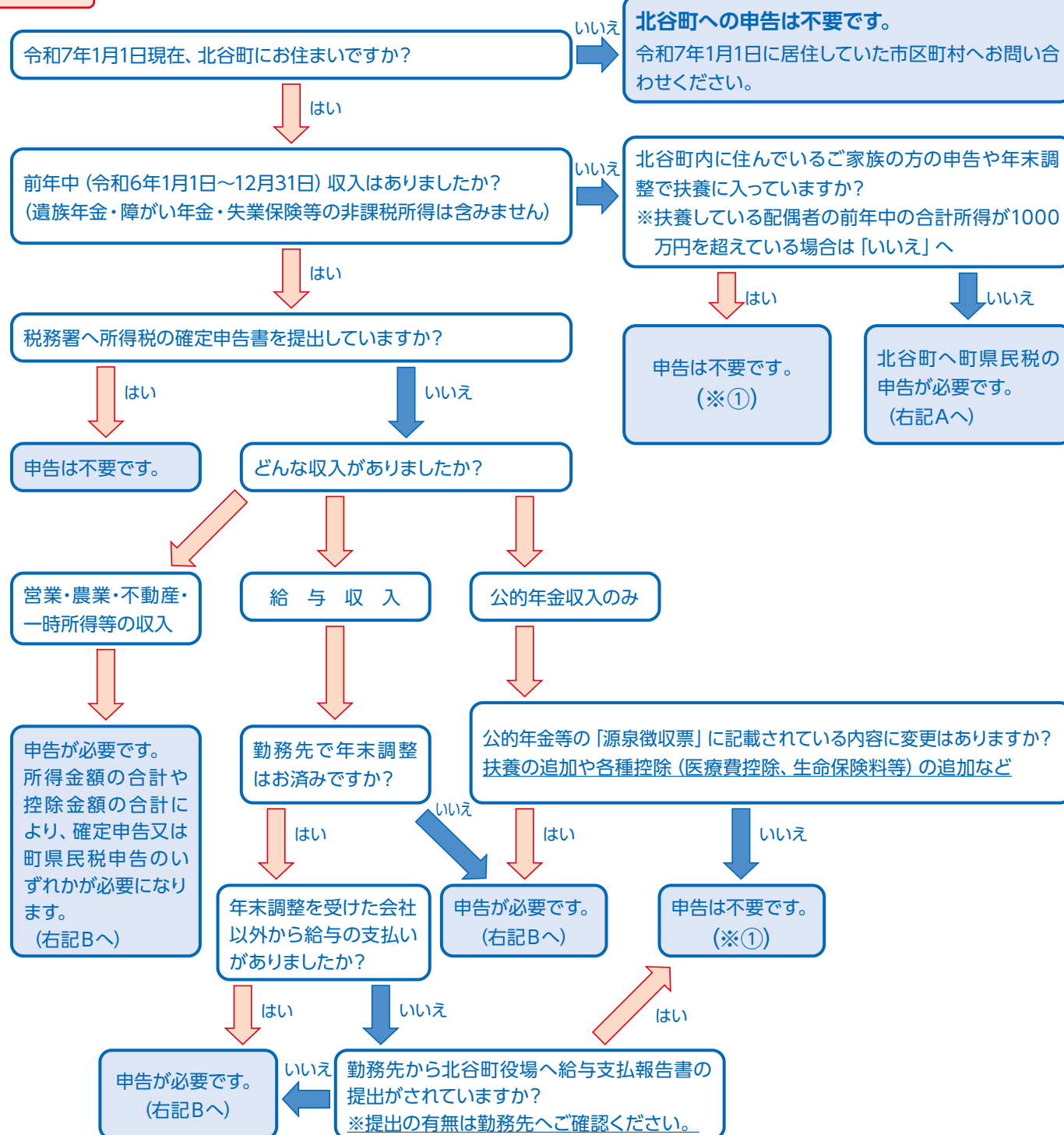
令和7年度町民税・県民税兼国民健康保険税申告について

町県民税の申告と納付につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、今年も町民税・県民税兼国民健康保険税申告書を提出していただく時期となりました。この申告は町県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の額を決定する基礎となります。申告を行わないと各種手続きに支障をきたす場合がございますので、必ず期限内に申告書を提出してください。

- 受付期間 令和7年2月17日（月）～令和7年3月17日（月）（土日祝日を除く）
- 受付時間 午前8時45分～午前11時 午後1時～午後4時
- ※休日受付として、3月2日（日）、3月16日（日）の午前9時～午後3時に受付を行います。
- 申告場所 北谷町役場1階レセプションホール

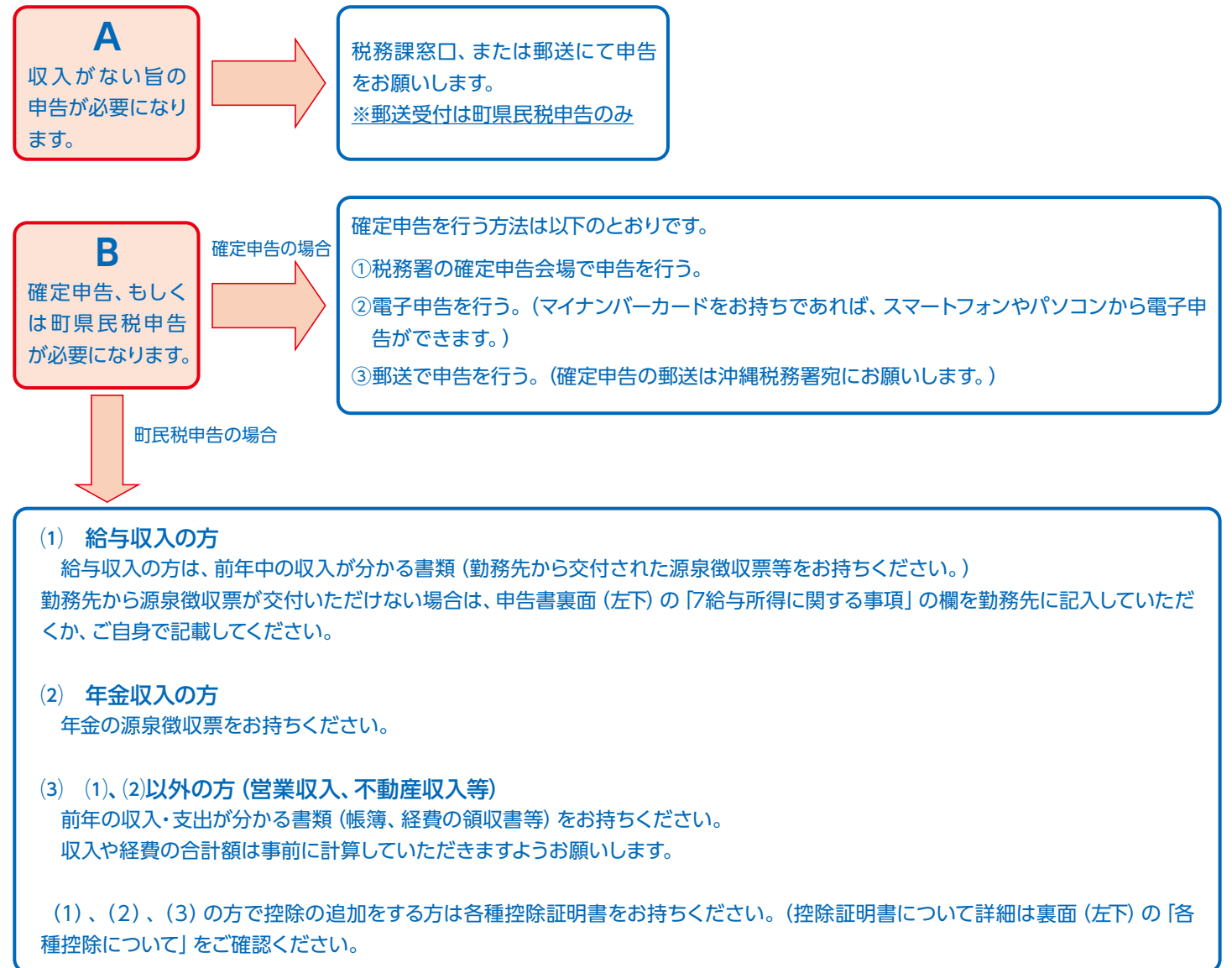
申告フローチャート

スタート



※①：申告不要の場合でも、医療費控除やふるさと納税等の控除を適用したい場合は申告が必要になります

左のチャートでA、Bに該当する方



※以下に該当する方は北谷町で申告受付が出来ないため、税務署で申告を行ってください。

- 営業収入が1000万円を超える方
- 青色申告をされる方
- 消費税を納付される方
- 不動産や株式等の売却による譲渡所得がある方
- 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を初めて受ける方
- 令和7年1月1日より前に亡くなっている方

■沖縄税務署の確定申告について
場所：イオンモール沖縄ライカム3階イオンホール
期間：2月17日～3月17日（土日祝日を除く）
受付時間：午前9時～午後4時
※会場の混み具合によって、受付終了時間が早まる場合があります。（詳細については沖縄税務署にお問い合わせください。）
お問い合わせ先：沖縄税務署 ☎098-938-0031

令和7年度町民税・県民税兼国民健康保険税申告は事前予約制です。

- 【Web予約】
<https://logoform.jp/form/SkdW/773200>
- 【予約受付用コールセンター】
098-923-1612
- 【申告についてのお問い合わせ(税務課税務係)】
098-936-1234（内線：1611・1612・1613）



申告書の書き方（表）

※の箇所は必ず記入

令和7年1月1日時点の住所、氏名、フリガナ、生年月日、電話番号を記入し押印してください。

令和6年中に収入のなかった方はこちらを記入

該当する箇所に○または記入してください。

控除を追加される方

右側の該当する控除欄に記入。また、控除の追加には証明書が必要となります。必要な書類については下記の「*各種控除について」の表をご確認ください。

扶養親族のいる方はこちらを記入

扶養親族が別居している場合は、「◎別居と申告した扶養親族の氏名・住所記入欄」に扶養親族の氏名、住所を記入してください。

令和 年度 町民税・県民税兼国民健康保険税 申告書	
北谷町長様 令和 年 月 日 提出	
令和7年1月1日の住所 北谷町	
フリガナ 氏名 電話番号	申告者 電話番号
生年月日	宛番号
※収入がなかった人は、前年中の生活状況を(イ)又は(ロ)に記入してください。	
(イ) 該当するものを○で囲んでください。	(ロ) 下記の人から扶養され、又は援助されていた。
・遺族年金 ・福祉年金 ・生活保護受給 ・その他理由()	・障害年金 ・雇用保険 ・貯金で生活 ・その他理由()
住所 氏名 電話番号	
3 所得から差し引かれる金額に関する事項	
13 雑損控除	14 医療費控除
15 社会保険料控除	16 小規模企業共済等掛金控除
17 生命保険料控除	18 地震保険料控除
19 寡婦・ひとり親控除	20 勤労学生控除
21 本人障害	22 配偶者控除
23 配偶者特別控除	24 扶養控除
25 基礎控除	26 合計
◎別居と申告した扶養親族の氏名・住所記入欄	
氏名	住所
裏面にも記載する欄がございます。ご確認ください。	

収入について

令和6年1月～12月までの収入が申告対象になります。

申告の際には、収入が分かる書類をお持ちください。

事業（営業・農業）所得や不動産に関する収入があった方

営業収入、農業収入があった方は、申告書裏面「5事業（営業・農業等）所得に関する事項」、不動産収入があった方は、申告書裏面「6不動産に関する事項」の収支内訳書を記入し、各々の所得金額を計算してください。

※申告の際には、収入・支出が分かる帳簿・領収書などをお持ちください。

給与収入があった方

給料、賃金、賞与等の収入があった方は、源泉徴収票を持参してください。

源泉徴収票のない方は、勤務先から給与明細書、または申告書裏面「7給与所得に関する事項」を記入してもらってください。

退職等により給与明細書をもらうことが難しい方は、給与明細書（1月～12月まで）をお持ちください。

給与明細書がない場合は、裏面に給与収入金額を記載してください。

※給与収入金額は手取額ではなく、税金・社会保険料その他控除を差し引く前の金額です。

※就労継続支援A型はこちらに、B型は「11雑所得(公的年金以外)に関する事項」に記入してください。

申告書の書き方（裏）

（令和6年1月1日～令和6年12月31日までの内容）

5 事業（営業・農業等）所得に関する事項				6 不動産に関する事項			
収支計算書				物件住所			
月	売上金額	仕入金額	必要経費	金額	種別	年額	減価償却費
1			給料・賃金		貸家		地代家賃
2			減価償却費		貸地(軍用地)		借入金利子
3			地代・家賃		貸地(民間地)		租税公課
4			租税公課		駐車場		損害保険料
5			水道代		アパート		修繕費
6			電気代		貸店舗		雑費
7			燃料代				
8			通信費				
9			広告宣伝費				
10			修繕費				
11			消耗品費				
12			雑費				
計	A	ア					
帳簿記載	有・無						
領収書確認	有・無						
所在地							
事業所							
業種							
7 給与所得に関する事項(就労継続支援A型を含む)				8 給与所得以外の所得に係る町民税・県民税の納税方法			
月	日	給	勤務日数	月	収	9 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項	
1						配当割額控除額	
2						株式等譲渡所得割額	
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
賞与等				10 配当所得に関する事項			
合計				配当所得の額			
社会保険料				所得の生ずる場所			
源泉徴収税額				支払確定年月			
所在地				収入金額			
勤務先				必要経費			
電話番号							
◎2件以上給与がある場合				11 雑所得(公的年金等以外)に関する事項(就労継続支援B型を含む)			
支払者		収入金額		支払者		収入金額	
						必要経費	
上記収入に間違いありません							
署名				12 寄附金に関する事項			
8 給与所得以外の所得に係る町民税・県民税の納税方法				都道府県、市区町村			
☐ 給与から差引き(特別徴収)				条 例 都道府県			
☐ 自分で納付(普通徴収)				指定 市区町村			

*各種控除について

郵送にて申告書を提出する場合は証明書を添付してください。

社会保険料控除	社会保険料(国民年金、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等)の支払いが確認できる領収書等 ※コピー不可
生命保険料控除	保険会社から発行される控除証明書 ※コピー不可
地震保険料控除	
障害者控除	障害者手帳等
医療費控除	医療費控除の明細書、医療費のお知らせ、医療費の領収書等 ※コピー不可
勤労学生控除	学生証等
寄附金税額控除	寄付先と寄付金額が確認できる領収書等 ※コピー不可
配偶者控除	扶養親族のいるかたについては申告書表面(左下)の配偶者控除欄、扶養控除欄に扶養親族の氏名等を記載してください。また、扶養親族が別居している場合は、◎別居と申告した扶養親族の氏名・住所記入欄に扶養親族の氏名、住所を記入してください。
扶養控除	
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金払込証明書 ※コピー不可

*申告に必要なもの

- 申告書
- マイナンバー及び本人確認書類
 - ・マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバー記載の住民票
 - ・運転免許証等の写真付き身分証明書
- 令和6年中の収入・支出を証明するもの
 - ・給与の源泉徴収票・給与収入証明書、公的年金の源泉徴収票、支払報告書、収支明細書、領収書、その他の帳簿類
- 控除関係証明書(書類の詳細は、左記の「*各種控除について」をご確認ください)
- その他、申告の内容を確認できる書類等

*郵送にて申告される方

申告書、必要書類を右記送付先まで郵送お願いします。

申告書表面(右上)の※がついている箇所(住所、フリガナ、名前、生年月日、電話番号)の記入をお願いします。

事業収入・不動産収入がある方は、収入明細表や経費帳簿等の添付がない場合は郵送受付ができませんのでご注意ください。

記載内容に不備がある場合や必要書類が同封されていない場合は受付できず、申告書を返送する場合があります。

申告書に添付した必要書類は、返却いたしません。また、郵送受付の場合、申告書の控えは送付していないため、添付書類の返却や申告書の控えが必要な方は、切手を貼った返信用封筒の同封をお願いします。

*申告受付停止期間のお知らせ

3月18日(火)から6月6日(金)まで
期限内に申告された方々の新年度課税準備のため申告受付を停止します。
申告受付の再開は、6月9日(月)からとなります。

【送付先】

〒904-0192 北谷町字桑江一丁目1番1号
北谷町役場税務課

【申告についてのお問い合わせ先】

098-936-1234 (内線1611・1612・1613)